

私たちのめざすもの

— 社会教育推進全国協議会指標 —

私たちは、民衆の自己教育運動の歴史的経験をうけつぎ、権利としての社会教育の実現をめざして、1963年に社会教育推進全国協議会を結成しました。以来、日本国憲法、教育基本の理念にのっとり、広く国際的な人権保障の視野に立ち、住民・職員・研究者の固い結びつきのなかで活動をつづけてきました。

社会教育の主体は私たち国民です。私たちの、いのちとくらし、人格の発達と文化をめぐる危機が一層の深まりをみせている現在、私たちは、地域で、職場で、さらにひろくゆたかな学習・文化・スポーツ活動の発展をはかるために、ここに指標を定めます。

- 1 私たちは、主権者としてのみずからの成長をはかり、人間らしく生きぬく力を育てる社会教育活動の創造と発展につとめます。
- 2 私たちは、学校の内外にわたって、子ども・青年のゆたかな発達を支える教育・学習・文化・スポーツ活動をひろめ、教師・父母と手を結び、国民教育の発展をめざします。
- 3 私たちは、社会教育の民主的発展を阻害する不当な圧力とたたかい、国民の学習する権利を守るため、地域や職場で仲間の連帯をひろげます。

4 私たちは、住民と社会教育職員の連帯を強め、ひろく各分野の研究者・専門家との結びつきを深めつつ相互の力量を高めます。

5 私たちは、住民にひらかれた施設づくりや職員制度の確立などの諸条件の充実と、社会教育行政の民主化につとめます。

6 私たちは、全国各地の社会教育活動の交流をはかり、研究を深め、ゆたかな社会教育実践を支える社会教育理論の創造を追求します。

7 私たちは、つねに国・自治体や財界などの教育・文化・スポーツ政策の動向を注視し、社会教育の自由を阻む動きに反対し、国民による社会教育政策づくりをすすめます。

8 私たちは、科学・文化・芸術の諸成果に学び、全国各地、さらに国際社会にわたる民主的な諸運動と連携して、生活と権利、平和と民主主義を守り、発展させることをめざします。

(1985年2月10日決定)

社会教育推進全国協議会規約

第1条（名称及び事務所）

本会は、社会教育推進全国協議会（略称・社全協）といい、事務所を東京または東京周辺におく。

第2条（目的）

本会は、会員の実践と研究活動を基礎に全国的な交流をはかり、相互の学び合いと励まし合いを通して、国民の権利としての社会教育の発展を推し進めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- ・会員相互の実践と研究活動の報告、情報交換及び連絡提携。
- ・全国集会及び地方集会の開催をはじめとする研究集会活動。
- ・通信の発行による活動の充実と会員の連帯の強化。
- ・調査・研究活動と資料の刊行及び普及。
- ・多様な学習・研究活動の全国各地における組織化。
- ・地域と職場に民主的な社会教育を推進する活動。
- ・その他、目的達成に必要な事業。

第4条（会員の資格）

本会は、第2条の目的に賛同し、規定の会費を納めたものを会員とする。ただし、2年以上会費を納入しないものは、会員の資格を失うものとする。

- 2 第2条の目的に賛同し、本会の活動を維持することを目的として、規定の維持会員会費を納めたものを維持会員とす

る。ただし、2年以上維持会員会費を納入しないものは維持会員の資格を失うものとする。

第5条（会員の権利）

会員は次の権利を持つ。

- ・会員は総会に出席し、議決に加わることができる。
- ・会員は、隔月1回以上発行される通信及び資料の配布を受ける。
- ・会員は、第2条に基づく実践・研究活動に対して会の援助を受けることができる。
- ・維持会員は、通信及び資料の配布を受ける。

第6条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であり、会の活動に関する基本的な問題を審議・決定する。

- 2 総会は委員長が招集し、年1回開かれる。ただし、常任委員会が必要と認めた場合には、臨時総会を開くことができる。

第7条（機関）

本会に次の機関を置く。

- ・全国委員会 全国委員会は全国委員・三役及び常任委員で構成し、随時活動上の重要な課題について審議するものであって、委員長が招集する。
- ・常任委員会 常任委員会は、三役及び常任委員で構成し、総会で決定された方針を実現していくための議決兼執行機関であって、月1回または必要に応じて委員長が招集する。
- ・三役会 三役会は委員長・副委員長・事務局長及び事務局次長で構成し、必

要に応じて会議を開き、常任委員会への会務の調整をおこなう。

- ・事務局 事務局は事務局長・事務局次長及び事務局員で構成し、日常の事務を処理する。

第8条（支部）

本会に支部を設けることができる。支部は、地域の実態に即した活動を推進する日常的な組織であって、常任委員会と密接な連携をはかりながら活動をすすめる。

第9条（役員）

本会に次の役員を置く。

委員長1名 副委員長若干名 事務局長1名 事務局次長若干名 全国委員若干名 常任委員若干名 監査2名

第10条（役員を選出）

役員を選出は総会でおこなう。

第11条（職務）

役員職務は次のとおりとする。

- ・委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
- ・副委員長は、委員長を補佐して、活動の推進にあたり、委員長事故ある時は、その職務を代行する。
- ・事務局長は、事務局を統括し、日常的な事務の遂行にあたる。
- ・事務局次長は、事務局長を補佐する。
- ・全国委員は、当面する重要な課題について審議し、常任委員会の活動を支える。
- ・常任委員は、常任委員会を組織し、会務を審議し、方針にもとづく具体的な活動の遂行にあたる。

第12条（任期）

役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現在者の残任

期とする。

第13条（専門委員会）

本会には、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

第14条（経費）

本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金でまかなう。

第15条（会費）

本会の経費は年額1口 5,000円とする。ただし、学生会員は、年額3,000円とする。

- 2 維持会員の会費は、年額1口10,000円とする。

第16条（会計）

本会の会計は事務局において担当する。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年12月1日より翌年11月30日までとする。

第18条（細則）

本会は、会務執行上必要に応じて、常任委員会が細則を定めることができるものとする。

第19条（規約改正）

本会の規約の改正は総会でおこなう。

付 則

- 1 この規約は、1963年9月1日から施行する。
- 2 この規約は、1972年2月6日から施行する。
- 3 この規約は、1979年2月11日から施行する。
- 4 この規約は、1980年2月10日から施行する。
- 5 この規約は、1984年2月12日から施行する。
- 6 この規約は、1985年2月10日から施行する。
- 7 この規約は、1987年2月8日から施行

する。

8 この規約は、1997年2月10日から施行する。

9 この規約は、2005年12月11日から施行する。

10 この規約は、2009年12月12日から施行する。